

事務局よりの お知らせ



令和8年2月1日 (公社)野田市シルバー人材センター

TEL 野田事務所 04-7125-2300

関宿連絡所 04-7196-2558

URL <https://www.sjc.ne.jp/noda/>

1/19 現在 会員数 810 名(男性 606 名 女性 204 名)

■ シルバー人材センターの新たな契約について

昨年2月にもお伝えしましたが、令和6年11月1日に施行された「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)に伴い、シルバー人材センターはこれまでの請負・委任契約形式から、シルバー人材センター利用契約方式へ契約方法の見直し(以下新たな契約方式)に、令和7年度より徐々に移行をしてきました。これまでは、公共関係と単発のお仕事を新たな契約方式に移行してきましたが、令和8年度からは民間の継続のお仕事も新たな契約方式に移行してゆきます。

新たな契約方式になると何が変わるのか？

1 請負・委任契約方式から利用契約方式へ

これまでの契約方法は、シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を、会員に再委託する方法(請負・委任契約方式)をとっておりましたが、今後は発注者と会員との間で直接的な契約関係も生じさせ(利用契約方式)、会員の皆さまが、フリーランス法による保護のもと、安心・安全に就業できる環境を作ります。

2 会員とセンターの関係

構造的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、**実務面では現在と基本的に変わるところはありません。**センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただきたいと思います。また、これまで「配分金」と呼んでいたものが今後は、「**会員業務委託料**」という名称に変わります。

3 会員と発注者の関係

まず発注者からセンターとの間でシルバー人材センター利用契約を締結します。その上でセンターからお仕事をお願いしたい会員に対して業務の内容や報酬の額などをお示し(口頭説明を含む)します。その上で、就業につくことへの承諾(同意)をいただけましたら、発注者との間にも契約関係が成立することとなります。なお、業務の内容や報酬の額などをお示しの仕方ですが、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

4 会員業務仕様書の明示について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務の負担がかかり非効率となります。そのため、センターでは基本的には「会員業務仕様書」を「smile to smile」にて明示することとします。パソコンやスマートフォンをお持ちでない会員はご要望あればセンターより書面にて交付いたします。

入会説明会募集中！ お知り合いを紹介してください！

【日時】 2月10日(火) 午前9時30分開始(時間厳守)

【場所】 シルバー人材センター 野田事務所 要事前申し込み

【備考】 詳しくは野田事務所もしくは関宿連絡所まで

就業報告書は早め(月初め3日までに)提出してください

配分金支払日

1月分 2月27日(金)